

放射線審議会の動向について

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線防護企画課

1

放射線審議会の機能強化について

<経緯>

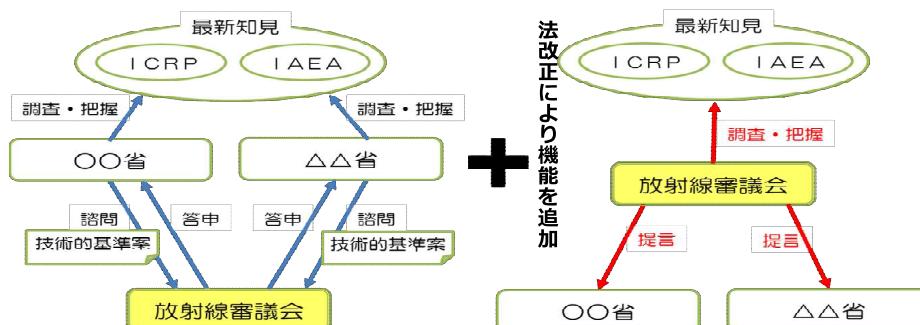
- 放射線審議会は、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」に基づき、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化を図ることを所掌として、原子力規制委員会に設置。
- 放射線審議会は、**関係行政機関からの諮問を受け、答申を行う機能のみを有していた**こともあり、国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告の一部では、いまだに国内法令への取入れに関する検討が行われていない等の課題があった。

機能の強化

- 法改正※により、放射線審議会の所掌事務を変更し、**自ら調査審議を行うとともに、必要に応じて関係行政機関の長に意見を述べる**ことができる機能を追加。

※：平成29年4月14日公布・施行

- 高度な専門性を持った放射線審議会においてICRP勧告等を調査審議し、関係行政機関に提言を行う事により、放射線障害の防止に関する国内法令の整備を進める。



2

機能強化後の放射線審議会の委員構成

上 蓑 義朋	国立研究開発法人 理化学研究所 仁科加速器研究センター 安全業務室長
小田 啓二	国立大学法人 神戸大学副学長・大学院海事科学研究科 マリンエンジニアリング講座 教授
※甲斐 倫明	大分県立看護科学大学 看護学部 人間科学講座 教授
◎神谷 研二	国立大学法人 広島大学 副学長・公立大学法人 福島県立医科大学 副学長
唐澤久美子	東京女子医科大学 医学部放射線腫瘍学講座 教授
神田 玲子	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センターセンター長
※岸本 充生	国立大学法人 大阪大学 データビリティフロンティア機構 ビッグデータ 社会技術部門 教授
杉村 和朗	国立大学法人 神戸大学 理事・副学長
藤川 陽子	国立大学法人 京都大学原子炉実験所 准教授
○二ツ川章二	公益社団法人 日本アイソトープ協会 常務理事
※松田 尚樹	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授
※横山 須美	藤田保健衛生大学 医療科学部 准教授
※吉田 浩子	国立大学法人 東北大学大学院 薬学研究科 ラジオアイソトープ研究 教育センター 講師

◎：会長、○：会長代理
 ※：平成29年6月1日任命

機能強化後の放射線審議会（総会・部会）の開催状況

総会

第134回（平成29年6月16日）

- 放射線審議会における今後の調査審議の内容について

第135回（平成29年7月21日）

- 獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正について（諮問）
- これまでの議論と今後の進め方
- 放射線審議会の部会（※）について（案）

（※）眼の水晶体の放射線防護検討部会

第1回（平成29年7月25日）

- 眼の水晶体の放射線防護検討部会の設置について
- 新たな水晶体等価線量限度と国外動向
- ISO, IEC等の国際規格の動向
- 論点整理：水晶体の防護において早急に取り組むべき課題

放射線審議会の今後の進め方

放射線審議会における今後の調査・審議の対象及び進め方について、第135回会合（平成29年7月21日）で以下の方向性を確認。

総論的な議論

- ・防護に係る基本的な考え方を整理し、ガイドライン等を策定する必要があることを踏まえ、内容及び対象等についての議論を深めた上で、骨子及び鍵となるメッセージを明確化。
- ・1F事故を踏まえた動きはまさに「現存被ばく状況」又は「緊急被ばく状況」の中での放射線防護であり、データ又は事実に基づいて検証していく必要があることを踏まえ、これまでに放射線審議会でも諮問答申した基準を中心にデータに基づいて現状を整理。
- ・規制庁が放射線審議会の事務局として機能するように期待されていることを踏まえ、放射線審議会の動向について適宜、関係省庁と状況認識を共有しながら、放射線審議会と施策を有する機関との橋渡しの役割を果たす。

ICRP2007年勧告の取入れ

- ・2007年勧告に係る中間取りまとめの項目に従って、取入れ状況について関係省庁の協力を得て整理する。そのうえで、さらなる取組が必要な事項があれば放射線審議会としての考えをまとめる。

新たな眼の水晶体の等価線量限度の取入れ

- ・部会を設置し実質的な議論を進める。（平成29年7月25日に第1回会合を開催）
- ・実施に向けた具体的な検討（実態把握及び適切なモニタリングや管理方法等）と将来的・継続的に取り組むべき課題についての検討の2つに大別し、拙速な議論は避けつつも前者は年度内を目途にまとめる。

眼の水晶体の放射線防護検討部会について

1. 目的

ICRPが2011年4月に発表した「組織反応に関する声明」に対応し、我が国における眼の水晶体の線量管理に関する規制を見直すにあたり、その被ばくに関する実態把握を行い、適切な測定・評価方法をはじめとした放射線防護に係る専門的な事項について検討を行う。

2. 構成委員

（審議会委員）

◎横山 須美 藤田保健衛生大学 医療科学部 准教授

○神田 玲子 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センター センター長

（専門委員）

赤羽 正章 国際医療福祉大学 医学部 教授

大口 裕之 株式会社千代田テクノロ 大洗研究所 主席研究員

櫛田 尚樹 厚生労働省 国立保健医療科学院 生活環境研究部 部長

壽藤 紀道 長瀬ランダウア株式会社 技術室 技術顧問

辻村 憲雄 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 線量計測課 主任研究員

◎：部会長、○：部会長代理

新水晶体等価線量限度適用に関する課題

○当面の課題

- 水晶体の等価線量が高いまたは著しい不均等被ばくを伴う可能性のある従事者の水晶体被ばくの実態把握
 - 福島第一原子力発電所の従事者
 - IVRに関わる医療従事者
- *そのほかの従事者についても実態把握は必要
- 適切な水晶体等価線量モニタリング方法の確立
- 高線量被ばく従事者の水晶体被ばく低減

○我が国における中長期的課題

- 放射線防護に関する教育
水晶体の放射線影響、線量評価・防護に関する知識の普及と防護文化の浸透。
- 放射線防護、教育、検査員等の人材育成
水晶体の被ばく・防護、線量管理、白内障検査要員等の育成・確保。